

1	<p>かわら版（盛岡労働基準監督署からのお知らせ）</p> <p>https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/moriokakantokusyo.html</p>	<p>岩手労働局HP 「盛岡監督署からのお知らせ」 各月号掲載</p>	
2	<p>令和4年度 全国労働衛生週間</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000823949.pdf</p>	<p>第73回 全国労働衛生週間 2022（令和4）年10月1日（土）～7日（金）【準備期間：9月1日～30日】</p> <p>全国労働衛生週間スローガン あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場</p> <p>誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！ 全国の労働衛生週間（注）は、各年の経済景況や景況の変化により「労働衛生週間」に変わる場合があります。最新の情報は、最新のホームページでもお知らせする場合があります。ご了承ください。</p>	
3	<p>令和4年度 全国衛生週間 岩手労働局長メッセージ （令和4年8月30日報道発表資料「令和4年度 全国労働衛生週間」を実施します。最終ページに掲載）</p> <p>https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/04eiseishukanpressrelease.pdf</p>	<p>令和4年度 全国労働衛生週間 岩手労働局長メッセージ</p> <p>国民生活センターより9月1日から7日まで（注）は、令和4年度の第1回開催以来、今年度も実施されています。この際、全国が労働衛生週間、且つ地方自治体にも対応を高め、国民生活センターの「健康維持推進のための指針」の普及を図ることを目指しています。</p> <p>国民生活センターの「健康維持推進のための指針」は、労働者の健康維持のための指針として、国民生活センターが作成し、労働者に配布するものです。労働者の健康維持のために、労働者が健康維持のための指針に従って行動することにより、労働者の健康維持が促進されることを目指しています。</p>	
4	<p>事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000616407.pdf</p>	<p>事業場における労働者の健康保持増進のための指針</p> <p>昭和63年9月1日 健康保持増進のための指針公示第1号 改正 平成9年11月3日 健康保持増進のための指針公示第2号 改正 平成19年11月30日 健康保持増進のための指針公示第3号 改正 平成27年11月30日 健康保持増進のための指針公示第5号 改正 令和2年5月31日 健康保持増進のための指針公示第7号 改正 令和3年12月8日 健康保持増進のための指針公示第8号 改正 令和3年12月28日 健康保持増進のための指針公示第9号 令和4年11月14日 健康保持増進のための指針公示第10号</p>	
5	<p>令和4年度 心とからだの健康推進運動</p> <p>https://www.zeneiren.or.jp/cgi-bin/pdfdata/20220816_ke.pdf</p>		
6	<p>労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000922318.pdf</p>	<p>労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針</p> <p>平成26年9月1日 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第1号 改正 令和4年3月31日 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第2号</p> <p>1. 目的・趣旨 事業者が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて実施する健康診断等の結果を利用するための取組（以下「健康情報取組」という。）を円滑に行うことにより、労働者の健康維持を図ることに資する労働者の心身の状態に関する情報（以下「心身の状態情報」という。）については、そのほとんどが個人情報に該当するもの（可及15年法律第52号）および表向きに規定する「新設個人情報」に該当するものである。その</p>	
7	<p>過重労働による健康障害を防ぐために</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553560.pdf</p>	<p>過重労働による健康障害を防ぐために</p> <p>過重労働による健康障害の防止のためには、労働者・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康維持体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康状態に関する取組の推進が重要です。また、やむを得ず過重労働にわたる労働者・休日労働を行わなければならない場合は、医師による健康診断等を実施し、適切な事後処置を行うことが必要です。</p>	
8	<p>ご存じですか？ 職場における労働衛生基準が変わりました</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000905329.pdf</p>	<p>ご存知ですか？ 職場における労働衛生基準が変わりました</p> <p>作業する時の 手元の 明るさは？</p> <p>必要なトイレの 数は？</p>	

<p>9</p>	<p>新 職場の腰痛対策マニュアル https://www.research.johas.go.jp/22_kin/docs/manual.pdf</p>																																						
<p>10</p>	<p>転倒予防（スベっちゃダメよ）・腰痛予防（ムチャしちゃうダメよ） https://www.mhlw.go.jp/content/ts_leaf_k06_ol.pdf</p>																																						
<p>11</p>	<p>STOP！転倒災害プロジェクト https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/stop_tenntousaigai_project_reeflet.pdf</p>																																						
<p>12</p>	<p>転倒予防のために適切な「靴」を選びましょう https://www.mhlw.go.jp/content/000836595.pdf</p>																																						
<p>13</p>	<p>転倒災害の再発防止のための自主点検結果（盛岡労働基準監督署） https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/tentotenken04-06.pdf</p>	 <table border="1" data-bbox="863 1104 1230 1323"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>状況（再発防止の状況）</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1. 転倒防止対策（足場・作業台）の点検・点検記録の作成状況</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2. 作業台の設置状況（高さ、傾斜、固定性）の点検状況</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3. 作業台の設置場所（作業台の設置場所）の点検状況</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4. 作業台の設置場所（作業台の設置場所）の点検状況</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5. 作業台の設置場所（作業台の設置場所）の点検状況</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>6. 作業台の設置場所（作業台の設置場所）の点検状況</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>7. 作業台の設置場所（作業台の設置場所）の点検状況</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>8. スロープの設置状況（傾斜角、長さ、固定性）の点検状況</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>9. 階段の設置状況（傾斜角、長さ、固定性）の点検状況</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>10. その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>11. 合計</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	状況（再発防止の状況）	評価	1	1. 転倒防止対策（足場・作業台）の点検・点検記録の作成状況	0	2	2. 作業台の設置状況（高さ、傾斜、固定性）の点検状況	0	3	3. 作業台の設置場所（作業台の設置場所）の点検状況	1	4	4. 作業台の設置場所（作業台の設置場所）の点検状況	1	5	5. 作業台の設置場所（作業台の設置場所）の点検状況	1	6	6. 作業台の設置場所（作業台の設置場所）の点検状況	1	7	7. 作業台の設置場所（作業台の設置場所）の点検状況	1	8	8. スロープの設置状況（傾斜角、長さ、固定性）の点検状況	3	9	9. 階段の設置状況（傾斜角、長さ、固定性）の点検状況	3	10	10. その他	0	11	11. 合計	1	
項目	状況（再発防止の状況）	評価																																					
1	1. 転倒防止対策（足場・作業台）の点検・点検記録の作成状況	0																																					
2	2. 作業台の設置状況（高さ、傾斜、固定性）の点検状況	0																																					
3	3. 作業台の設置場所（作業台の設置場所）の点検状況	1																																					
4	4. 作業台の設置場所（作業台の設置場所）の点検状況	1																																					
5	5. 作業台の設置場所（作業台の設置場所）の点検状況	1																																					
6	6. 作業台の設置場所（作業台の設置場所）の点検状況	1																																					
7	7. 作業台の設置場所（作業台の設置場所）の点検状況	1																																					
8	8. スロープの設置状況（傾斜角、長さ、固定性）の点検状況	3																																					
9	9. 階段の設置状況（傾斜角、長さ、固定性）の点検状況	3																																					
10	10. その他	0																																					
11	11. 合計	1																																					
<p>14</p>	<p>労働災害発生状況 https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/moriokakantokusyo.html</p>	<p>岩手労働局HP 「盛岡監督署からのお知らせ」 各月号掲載</p>																																					
<p>15</p>	<p>エイジフレンドリーガイドライン （高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン） https://www.mhlw.go.jp/content/000691521.pdf</p>																																						
<p>16</p>	<p>「令和4年度エイジフレンドリー補助金」のご案内 https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000791930.pdf</p>																																						

17	<p>労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000946001.pdf</p>		
18	<p>労働安全衛生法 関係政省令が大きく改正されます！ 職場の化学物質管理が変わります！</p> <p>https://cheminfo.johas.go.jp/</p> <p>【職場における化学物質対策（厚生労働省HP）】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou</p>	<p>独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所</p> <p>化学物質の管理が変わります！ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ</p> <p>改正省令「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について（労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 令和4年5月31日公布）」はこちら</p> 	
19	<p>化学物質を安全に取り扱うために</p> <p>https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001018444.pdf</p> <p>【職場における化学物質対策（厚生労働省HP）】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou</p>		
20	<p>安全データシート（SDS）の運用にあたっての留意事項</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220602K0070.pdf</p> <p>令和4年5月31日基安化発0531第1号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について」</p>	<p>I 化学物質等に係る表示制度の改善関係</p> <p>第1 容器・包装等に表示しなければならない事項</p> <p>1 名称（法第57条第1項第1号イ関係）</p> <p>(1) 化学物質等の名称を記載すること。ただし、製 物物質等が特定できる場合においては、当該製 物物質等について、表示される名称と文書交 称を一致させること。</p>	
21	<p>特定化学物質障害予防規則の改正</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220225K0030.pdf</p> <p>令和4年2月24日基発0224第1号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について」</p>	<p>第1 改正の趣旨</p> <p>「職場における化学物質等の管理のあり方に根 拠を踏まえ、化学物質のばく露による健康障 害（昭和47年政令第318号。以下「令」という。） 32号。以下「安衛則」という。）及び特定化学物 質等について、所要の改正を行ったものである。</p>	
22	<p>化学物質を取り扱うみなさまへ ラベルでアクション運動実施中</p> <p>GHSラベルから危険性・有害性を知り、化学品から身を守ろう！</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000853218.pdf</p> <p>【ラベルでアクション（厚生労働省HP）】</p>		
23	<p>石綿の有無の 事前調査結果の報告が施工業者（元請事業者）の義務になります！ 2022年4月1日着工の工事から適用</p> <p>https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001077606.pdf</p>		
24	<p>労働安全衛生法に基づく 定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組の推進について</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/1003-1a.pdf</p>	<p>労働安全衛生法に基づく 定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組の推進について</p> <p>有所見者に対する保健指導、健康教育等の取組を促進することで、 過労死や職業性疾患を予防しましょう</p> <p>働く方々の健康について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の 有所見率の推移を見ると、平成11年の4.4%から年々増加し、平成 20年には初めて5割を超え、平成22年には5.2、5%に上昇して います。</p>	

25	<p>労働安全衛生規則の改正 (有害な業務に従事する労働者に対する歯科健康診断の実施結果の報告) https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220428K0010.pdf 令和4年4月28日基発0228第1号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」</p>	<p>第1 改正の趣旨 改正省令は、歯科健康診断の実施状況に施した自主点検の結果により、常時使用して、法定の歯科健康診断の実施率が非常に低い実施状況を正確に把握し、その衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「衛生規則」という。)の改正を行ったものである。</p>	
26	<p>「岩手県自殺予防宣言」 ～ みんなでつなごう いのちとこころの絆 ～ https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/166/sinzisatuyobousennngenn.pdf</p>	<p>「岩手県自殺予防宣言」 ～ みんなでつなごう いのちとこころの絆 ～ 保健・医療、教育、労働など49の関係機関・団体が連携するとともに、数次にわたって「自殺対策アクションプラン」対策に積極的に取り組んできました。 県津波で甚大な被害を受けた本県では、県内の関係機関・こころのケアや健康づくりなどに関する数多くの御支援、御礼しております。</p>	
27	<p>病気を理由に仕事をあきらめないで... https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/2021leaflet.pdf</p>	<p>「病気を理由に仕事をあきらめないで...」 「診断しながら仕事を続ける」</p>	
28	<p>職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～ 取組の5つのポイント～を確認しましょう! https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000736900.pdf</p>	<p>職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう! ■ 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す「取組の5つのポイント」が実施できているか確認しましょう。 ■ 「取組の5つのポイント」は感染防止対策の基本事項です。未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実行例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。 ■ 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。</p>	
29	<p>職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト https://www.mhlw.go.jp/content/000657665.pdf</p>	<p>安全衛生委員会/衛生委員会資料 : 令和 年 月 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。 2 項目の中には、業種、業態、職種等によって対応できないものがあるかもしれませんが、すべての項目が「はい」にならない限り、対策が不十分ということではありません。可能な項目から工夫しましょう。職場の実態を確認し、全員(労働者と労働者)がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば改善を促すため、改善に努めてください。また、その結果に基づいて全ての労働者が確認できるようにしてください。</p>	
30	<p>「働き方改革」の取組みを進めるため 労働時間相談・支援コーナー をご利用願います。 https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/moriokakantokusyo.html</p>	<p>「働き方改革」の取組みを進めるため 労働時間相談・支援コーナー をご利用願います。 専門の「労働時間相談・支援員」が、以下のようなご相談について、お悩みに沿った解決策をご提案します。 ① 時間外・休日労働協定(36協定)の上乗せ制度、労務、所出 ② 有休の年次有給休暇取得の進捗、休暇の帰案の取得 ③ 長時間労働の削減に向けた取組、労働時間管理、給与管理 ④ 働き方改革の取組みで利用可能な助成金</p>	
31	<p>業務改善助成金 働き方改革推進支援助成金のご案内 https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/joseikin.html</p>	<p>岩手労働局HP 「各種法令・制度・手続き」 「各種助成金制度、各種融資制度、各種免許制度、支援事業制度、承認制度」 をご覧ください。</p>	

岩手労働局ホームページ「盛岡労働基準監督署からのお知らせ」では、「かわら版」で様々な情報を提供しております。災害統計とともに毎月更新しておりますので、ぜひご覧ください。また、働き方改革関連法の施行に伴い、労働基準法が改正されております。労務管理等でお悩み事やご不明な点がございましたら「労働時間相談・支援コーナー」をご利用願います。
 (https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/moriokakantokusyo.html)



盛岡労働基準監督署からのお知らせ

- ・安全衛生対策は、岩手労働局HP「各種法令・制度・手続き」で「安全衛生関係」
- ・労働条件、働き方改革関係は、岩手労働局HP「各種法令・制度・手続き」で「労働基準・労働契約関係」
- ・新型コロナウイルス感染症関係の各種助成金、支援は、岩手労働局HPのトップページから